

「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定及び当該計画策定に伴う「藤沢市建築基準等に関する条例」の一部改正について（素案）」に関するパブリックコメント（市民意見公募）を実施します

1 パブリックコメントの実施概要

令和4年6月に改正・公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」において、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が新たに創設（令和6年4月施行）されました。このことに伴い、「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定に向けた検討を行っています。

つきましては、「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定及び当該計画に伴う「藤沢市建築基準等に関する条例」の一部改正について（素案）」に対し、広く市民の皆さまのご意見をいただくため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施いたします。

○意見等を募集する案件

「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」の策定及び当該計画策定に伴う「藤沢市建築基準等に関する条例」の一部改正について（素案）

○意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者

○意見等の募集期間

2024年（令和6年）10月9日（水曜日）から同年11月7日（木曜日）まで＜必着＞

○資料の閲覧及び配布場所

2024年（令和6年）10月9日（水曜日）から、建築指導課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館で閲覧及び配布します。また、本ホームページでもご覧になれます。

○意見等の提出方法

案をご覧の上、意見提出用紙又は任意の用紙に、意見と住所・氏名（法人等の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）・上記の「意見等を提出できる方」のいずれに該当するかを明記し、建築指導課へ郵送（ファックス・窓口提出も可）にて提出ください。

（1）郵送

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所計画建築部建築指導課

(2) ファクシミリ

FAX : 0466-50-8223

(3) 持参

受付場所：藤沢市役所計画建築部建築指導課

藤沢市役所分庁舎 3 階（藤沢市朝日町 1 番地の 1）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※市ホームページ上の「パブリックコメント専用提出フォーム」による提出も可能です。

※電話でのご意見等は受付いたしません。また、提出されたご意見等の原稿は返却いたしません。

○意見等に関する考え方の公表

受け付けた意見などは類型化し、市の考え方を付して公表します。

※個別には回答しません。

※提出いただいたご意見は、個人情報を除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

○問い合わせ

藤沢市役所計画建築部建築指導課

電話：0466-25-1111（内線 4231） ファックス：0466-50-8223